

添川住宅団地まちづくり協定書

買主 〃 は、添川住宅団地に居住する家族とともに美しいまちなみや住環境を作り、よりよい住宅地として発展させていくため、添川住宅団地まちづくり協定書の趣旨に賛同し、添川住宅団地分譲地の売買契約にあたり、売主 山形県西置賜郡飯豊町土地開発公社理事長 〃 との間にまちづくりに関する事項を守ることにについて下記のとおり合意いたします。

記

第1条 買主は、購入した分譲地に住宅を建築するにあたり、次のことを遵守いたします。

- 1 住宅は、建ぺい率70%、容積率100%を超えない建物を建築します。
- 2 住宅は境界から離して建築します。(建築基準法に基づくほか、道路との境界から2メートル以上、隣接する分譲地との境界から1.5メートル以上離すものとします。)
- 3 道路境界及び隣地境界に塀を設置する場合は、ブロック塀など視覚を遮る構造物は道路面(隣地境界は地盤面)から高さ1.2メートル以下、透視フェンス等を含めても最大1.5メートル以下で設置します。
- 4 道路と住宅の間は、緑の景観に配慮した利用に努めます。
- 5 住宅建築においては、50cm以上の盛土は行わないこととします。
- 6 屋根及び外壁の色彩は、落ち着いた色彩を基調にします。
- 7 建築設計にあたって隣接に既存建物がある場合は十分配慮して計画するとともに、施工着手前に施工内容等の周知を行い、双方、トラブルの無いように努めます。
- 8 広告看板や自動販売機等の工作物を設置する場合は、事前に土地開発公社に協議します。
- 9 団地内の道路、側溝や水路(蓋無し区間)、ごみ収集所等の公共施設は、添川住宅団地居住者が協力し、清掃、草刈等の維持管理を行います。
- 10 購入した土地及び建築した住宅等の建物に積もった雪は、隣地及び道路との境界を越えないように処理します。

第2条 買主は、添川住宅団地に居住開始とともに地元自治組織(下町地区)に加入し、自治組織のきまりや自治会費の負担等を理解し、地元住民との融和と共助の精神のもと、安全・安心で住みやすい地域の発展に協力するものとします。

第3条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、別途、山形県西置賜郡飯豊町土地開発公社と協議を行い、解決することといたします。

この協定締結の証として本書2通を作成し、買主、売主記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

買 主

印

売 主 西置賜郡飯豊町大字椿2888番地
山形県西置賜郡飯豊町土地開発公社
理事長

印